宇部労働基準監督署管内の労働災害発生状況

1 令和3年「業種別・署別・年別労働災害発生状況(令和3年7月末現在)」に ついて

令和3年の7月末現在の労働災害発生件数は169件です。

この件数に新型コロナウィルス感染症に係る労働災害件数が53件含まれており、この53件を除くと116件となります。

この件数は、前年同時期から比べると12%増加と災害件数は多くなっております。(前月比-5%)

7月の労働者死傷病報告で把握した災害では、クレーンの吊り荷の下での作業をしていて荷が落ちてきた災害、フォークリフト作業中に荷の近くに落ちていた荷札を取ろうとして近づいた作業員が荷崩れによって被災した災害など立て続けに荷の近くで作業員が被災しています。

クレーンの荷の下に入らない、作業中の車両系建設機械や車両系荷役機械などには近づかないなど基本的な行動ができていないことがわかります。

もう一度基本に立ち返って、作業手順書に基づく作業行動を遵守するように 教育していただければと思います。

2 新型コロナウィルス感染症による労働災害について

昨年から問題となっている新型コロナウィルス感染症については、労働者が 就業中に新型コロナウィルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働 者死傷病報告の提出が必要となります。

現在、県内の感染状況について、国内分科会が示す4段階のうち最も深刻なステージ4(感染爆発)に引き上げられたところです。

これらの影響で各種会議等も中止になっているところであります。

宇部労働基準監督署管内においても新型コロナウィルス感染症のクラスターが発生し、新型コロナウィルス感染症による労働災害に伴う労働者死傷病報告が提出されています。(新型コロナウィルス感染症に罹患した場合は別添の労働者死傷病報告を参考にし、所轄労働基準監督署長まで提出してください。)

もし事業場において、労働者が新型コロナウィルス感染症に罹患した場合は 宇部労働基準監督署安全衛生課(0836-48-0089)にご一報ください。

ワクチン接種も進んではおりますが、今後も感染防止に努めていただければ と思います。